二　予約者に係る予約の内容に関する事項　予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三　予約者の携帯品に関する事項　予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四　予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項　搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

4　法第二十条第四項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一　前項第一号及び第二号に定める事項　法第二十条第三項の規定による税関長の求めがあった時から六十分を経過する時

二　前項第三号及び第四号に定める事項　法第二十条第三項の規定による税関長の求めがあった時から三十分を経過する時

第十八条の二に次の二項を加える。

8　法第二十条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一　予約者に関する事項　氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二　予約者に係る予約の内容に関する事項　予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三　予約者の携帯品に関する事項　予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四　予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項　搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

9　法第二十条の二第五項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一　前項第一号及び第二号に定める事項　法第二十条の二第四項の規定による税関長の求めがあった時から六十分を経過する時

二　前項第三号及び第四号に定める事項　法第二十条の二第四項の規定による税関長の求めがあった時から三十分を経過する時

第五十八条第四号を次のように改める。

四　輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等（法第六十七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する保税地域等をいう。第五十九条の四及び第五十九条の七において同じ。）の名称及び所在地

第五十九条の三を次のように改める。

第五十九条の三　削除

第五十九条の四の見出しを「（輸入申告の手続の特例）」に改め、同条第一項中「第六十七条の二第一項第一号」を「第六十七条の二第二項第一号」に、「時期」を「手続」に改め、「（保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「輸出申告又は輸入申告をする」を「輸入申告をする」に改め、同項第一号中「これらの申告」を「輸入申告」に改め、同項第二号中「これらの申告」を「輸入申告」に改め、「船舶」の下に「（以下「はしけ等」という。）」を加え、同項第四号中「これらの申告」を「輸入申告」に改め、同条第二項第二号中「船舶又ははしけ」を「外国貿易船又ははしけ等」に改め、同条第三項中「第六十七条の二第一項第二号」を「第六十七条の二第二項第二号」に改める。

第五十九条の五第一項中「第六十七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定の適用を受けない」を「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の規定の適用を受ける」に改め、「省略させる」と」の下に「、同条第四号中「輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等（法第六十七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する保税地域等をいう。第五十九条の四及び第五十九条の七において同じ。）の名称及び所在地」とあるのは「貨物が置かれている場所及び貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地」と」を加える。

第五章第二節中第五十九条の十七を第五十九条の十九とし、第五十九条の十四から第五十九条の十六までを二条ずつ繰り下げる。

第五十九条の十三を削る。

第五十九条の十二第一項中「第六十七条の十」を「第六十七条の十二」に、「第六十七条の四各号」を「第六十七条の六各号」に、「第六十七条の八第一項第一号」を「第六十七条の十第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十七条の十」を「第六十七条の十二」に改め、同条を第五十九条の十五とする。

第五十九条の十一中「第六十七条の九」を「第六十七条の十一」に改め、同条を第五十九条の十四とする。

第五十九条の十中「第六十七条の七」を「第六十七条の九」に改め、同条を第五十九条の十三とする。

第五十九条の九第一項中「第三十条第一項第五号（外国貨物を置く場所の制限）」を「第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）」に改め、「以下」の下に「この条及び第五十九条の十五において」を加え、同条第二項中「第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）」を「第六十七条の八第一項」に改め、同条第六項中「第六十七条の六第二項」を「第六十七条の八第二項」に改め、同条を第五十九条の十二とする。

第五十九条の八第一項第三号中「第六十七条の四第一号イ」を「第六十七条の六第一号イ」に改め、同条第二項中「第六十七条の四第三号」を「第六十七条の六第三号」に改め、同条を第五十九条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

（特例輸出貨物の廃棄の届出等）

第五十九条の十一　第二十九条の規定は法第六十七条の五（特例輸出貨物の亡失等の届出）において準用する法第三十四条本文（外国貨物の廃棄）の規定による届出について、第三十八条の二の規定は法第六十七条の五において準用する法第四十五条第三項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条中「廃棄しようとする貨物」とあるのは「廃棄しようとする貨物に係る輸出の許可書の番号、当該貨物」と、第三十八条の二第一号中「外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「外国貨物に係る輸出の許可書の番号」と読み替えるものとする。

第五十九条の七第四号中「第五十九条の十四第一項第二号」を「第五十九条の十六第一項第二号」に改め、同条を第五十九条の九とし、第五十九条の六を第五十九条の八とし、第五十九条の五の次に次の二条を加える。

（外国貿易船に準ずる船舶）

第五十九条の六　法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する政令で定める船舶は、はしけ等とする。